

平成18年10月から 出産費、埋葬料等が変わります

施行令の一部改正

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う短期給付等の変更について、平成18年10月1日(以下「適用日」という。)から改正される内容をお知らせします。

出産費・家族出産費

出産費、家族出産費の額が、適用日以後の出産から定額35万円とされます。なお、適用日前の出産については、従前のとおりです。

埋葬料・家族埋葬料

埋葬料、家族埋葬料の額が、適用日以後の死亡から定額5万円とされます。なお、適用日前の死亡については、従前のとおりです。

高額療養費

高額療養費の算定の基礎となる医療費の自己負担限度額が、次表のように変更されます。

また、人工透析を実施している70歳未満の上位所得者の自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げ

られます。

高齢者の患者負担

平成18年10月から、一定以上所得者(基準収入額以上の者)である70歳以上の高齢者の患者負担が、2割から3割に引き上げられます。

一定以上所得者は、給料月額が22万4000円(特別職の方は28万円)以上の組合員とその被扶養者ですが、70歳以上の組合員と被扶養者の方の前年の収入の合計が次の基準収入額に満たない場合は1割負担とされます。

区 分		改正前	改正後
70歳以上の被扶養者がいる場合		621万円	520万円
70歳以上の被扶養者がいない場合		484万円	383万円

なお、基準収入額が引き下げられたことにより、一定以上所得者となる者に係る高額療養費算定基準額(医療費の自己負担限度額)は、平成20年8月までの間、一般並みに据え置かれます。

出産費・埋葬料の改正

区 分	改 正 前		改 正 後 (平成18年10月から)
	算 式	最低保障額	
出 産 費	給料月額×1.25	30万円	35万円
家族出産費	給料月額×1.25×70/100		
埋 葬 料	給料月額×1.25	10万円	5万円
家族埋葬料	給料月額×1.25×70/100		

(注) 改正前の算式の「1.25」については、特別職の場合1.00になります。

医療費の自己負担限度額の改正

区 分 (一般職の場合)		改 正 後 (平成18年10月から)	
		世 帯 全 体	外 来 (個人ごと)
70歳以上	一定以上所得者 (給料月額224,000円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>	44,400円
	一般 (給料月額224,000円未満)	44,400円	12,000円
	低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者)	24,600円	8,000円
	低所得者Ⅰ (市町村民税非課税者で年金が80万円以下の場合)	15,000円	
70歳未満	上位所得者 (給料月額424,000円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>	
	一般 (給料月額424,000円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
	低所得者 (市町村民税非課税者)	35,400円 <24,600円>	

(注) < >は、高額療養費多数回該当(12ヵ月間に4回目以上)の自己負担限度額です。

